

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会 第5回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成24年2月2日(木) 午前9時から午前9時50分
開 催 場 所	瑞穂町民会館第1会議室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 栗原委員、小山委員、中山委員、平山委員、村山委員 (部長職) 出席者：鳥海企画部長、臼井福祉部長、田辺都市整備部長、坂内教育部長 欠席者：田辺住民部長 (説明員) 23 報告-3：栗原産業課長、石塚農政係長 23 報告-4：黒羽指導課長、片野指導係長 23 報告-5：田中福祉課長、石川福祉係長 (事務局) 栗原企画課長、高橋企画係長、企画係坂本
配 付 資 料	資料1、資料2、資料3、資料4
議 題	議題1 補助金等審査 23 報告-3 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施細目の制定 23 報告-4 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱(一部改正) 23 報告-5 瑞穂町地域福祉推進事業補助(平成24年度予算措置)
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	1 開会 平山分科会長から会議公開についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (企画課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認及び参与職員についての説明をした。 23 報告-3 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施細目の制定 ○審査案件についての説明要旨 (栗原産業課長) 補助対象は、瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱に準ずる農業経営者及び農業団体等となる。 規定等は、瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱、瑞穂町農業振興等

事業費補助金交付要綱実施細目である。

事業概要は、農業者の経営を向上させるための施設や生産基盤の整備への支援であり、町長が特に必要と認めた場合は、補助金交付要綱に新たに設けた実施細目の対象者に対し、補助率を現在の 6/10 から 7/10 に引き上げるものである。補助対象としては、先駆的な事業を実施し、町の農業発展に貢献する認定農業者又はそれを目指している農業者となる。

補助の必要性は、農業就業人口の高齢化や減少が進む中、農業に対して本気で取組んでいる有望な担い手農業者の自己負担を抑えつつ、若手の育成と生産基盤の整備を同時に早期実現させるためである。

補助金額は、24 年度は事業費 1,500 万円の 1 事業が実施予定である。事業費 1,500 万円だと、東京都補助が 5/10 の 750 万円、町補助が 2/10 の 300 万円、農業者負担が残りの 3/10 の 450 万円となる。東京都と町の補助金額を足すと全体の 7/10 になり 1,050 万円となる。

補助割合は 500 万円ごと、7/10 以内の補助となり、例えば、600 万円の事業の場合東京都補助 250 万円、町補助 100 万円、農業者負担が残りの 250 万円となる。

○事前意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)

現在の認定農業者の数はどのくらいか。

(栗原産業課長)

現在 33 名である。

(事前質問)

農業就業者の平均年齢は何歳か。

(栗原産業課長)

平均で 66.4 歳である。男性が 67.4 歳、女性が 64.9 歳である。

(事前質問)

若手育成の具体的な取り組みは。

(栗原産業課長)

東京都補助事業に併せて町でも補助し、施設や生産基盤の整備への支援を行うとともに、農業経営を安定、向上するための助言や農業計画の策定を J A にしたま、西多摩農業改良普及センター普及員と一体となり若手の育成に取り組んでいる。また、農地を購入できない若手には、耕作できない農地を農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権設定により安心な農地の賃借を行っている。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員)

資料 2-2 の別表第 1 の No. 1 農畜産物直売所運営費補助金の補助対象経費に「運営費の一部」とあるが、「一部」というのは具体的には何か。

(栗原産業課長)

農畜産物直売所は土地を借りて運営している。その固定資産税分を町で補助している。また、農協に事務等を委託しているため委託費や冷暖房費の経費がかかっている。

(小山委員)

近隣のスーパーよりも直売所のほうが値段が高い野菜もあるが、値段の設定はどのように行っているのか。

(栗原産業課長)

品物によっては、スーパーよりも安いと思う。農家が直接販売しているので、1日目に売れなかった野菜等を、2日目に安く値段をつけ販売するというも行っている。また、同じような品物が店頭に並んでしまうということもあり、値段の設定と併せ今後の課題である。

(小山委員)

農業経営パワーアップ事業で、農業生産の会社を作る構想はあるのか。

(栗原産業課長)

農業生産の法人化は、最近話題にでており、瑞穂町では1件の相談があった。いちごハウスの法人化の相談があったが、様々な課題があり実現にはいたらなかった。

(小山委員)

農業というのは天候に左右されやすく難しい面もあるが、農業者が切磋琢磨にいろいろな事業を実行できたら良いのではと思う。

(村山委員)

認定農業者は、具体的にはどのようにして認定されるのか。

(栗原産業課長)

農業者に、5年後を目標とし、農業収入が300万円以上となるように農業経営計画を作成していただき、承認された方が認定農業者となる。

(村山委員)

認定農業者は33名ということだが、全体の何%にあたるのか。

(栗原産業課長)

約8%である。

(村山委員)

資料2-2別表第1のNo.5の畜産生産環境保全事業とNo.6都市農業経営パワーアップ事業の補助率が6/10以内だが、この補助率が変わるのか。

(栗原産業課長)

基本的にはNo.5もNo.6も補助率は6/10以内である。今回は実施細目を制定し、町長が特に認めた場合は7/10以内の補助率を認めることができる

<p>9時23分</p>	<p>というものである。</p> <p>23 報告-4 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（一部改正） ○審査案件についての説明要旨 （黒羽指導課長）</p> <p>補助対象者は、瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者である。</p> <p>改正の概要は4点あり、1点目は、補助金額の増額である。臨海学校や林間学校の補助金額を1人当たり1,000円から2,500円とする。これは、臨海学校や林間学校の交通手段を確実に確保するため、交通手段を電車からバスに変更することにより、増額になる保護者負担の軽減を図るため、補助金を増額するものである。</p> <p>2点目は、補助金額の算定方法の変更である。小学校の遠足・社会科見学等の補助算定単位を1クラス当たり30,000円と児童一人当たり1,000円の合算で算定していたものを、児童1人当たり2,000円で算定する方式に変更するものである。これにより、クラス単位がなくなり、全て児童1人当たりで算定できるため、児童又は生徒の保護者の負担軽減をするという要綱本来の趣旨がより明確になる。仮に1クラス当たり30人で計算すると、改正前も改正後も補助額は1クラス当たり60,000円となり、補助金の増額につながるものではない。</p> <p>3点目は、費用負担方法の変更である。現在、町が公費で契約し、手配しているバスや楽器運搬用のトラックの借上げを、補助金として交付する。そのことで、学校が直接手配できるようになり、行事の円滑な実施が図れる。小学校では多摩っ子コンサートへの参加が、中学校では合唱コンクールや西多摩連合音楽会等の各種音楽会への参加が該当する。</p> <p>4点目は、交付根拠の明確化である。現在、実施している遠足や林間学校を要綱に明記することにより、交付根拠を明確にするものである。</p> <p>なお、要綱改正後の「遠足・社会科見学等」の等という中には生活科見学やプラネタリウム見学などが含まれている。これらの行事は、遠足ほど頻度が多くないため、「等」という表記とした。</p> <p>要綱改正の実施時期は、平成24年4月1日開始を予定している。</p> <p>○事前意見及び質問並びに説明員の回答 （事前質問）</p> <p>第2条第1号から3号による保護者に対する補助額に実費とあるが、実費の内容は何か。</p> <p>（黒羽指導課長）</p> <p>バス借上げ料等の交通費や楽器運搬のためのトラック借上げ料、また、オーケストラや劇団への鑑賞料金の支払いなどである。</p>
--------------	--

(事前質問)

小学校の遠足・社会科見学の補助算定単位を変更するにあたり、最多児童数と最小児童数を教えて欲しい。

(黒羽指導課長)

平成 23 年 11 月 1 日現在、平成 24 年 4 月 1 日の児童数の予定は、1 番少ない学級が 24 人、1 番多い学級が 39 人である。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員)

資料 3-2 の別表の「第 2 条第 4 号による保護者」とあるが、参加した保護者も対象になるということなのか。

(黒羽指導課長)

本要綱の対象者は児童又は生徒の保護者となっている。保護者が参加することは考えていないので、児童又は生徒が参加した行事に対して、保護者に補助をするということである。

(小山委員)

この表だと、参加した保護者と児童又は生徒に補助金を支払うと見えてしまう。

(村山委員)

資料 3-2 の 2 条の (1) から (5) までは「児童又は生徒」となっているが、(6) は「児童・生徒」と表記されている。違いはあるのか。

(黒羽指導課長)

違いはないので、表記の方法を検討する。

(中山委員)

遠足・社会科見学は、1 クラス単位を児童 1 人当たりに変更することによって補助金の総額は増額しないということだったが、臨海（林間）学校は 1,000 円から 2,000 円に補助額が上がっている。これは単純に増額したと捉えていいのか。

(黒羽指導課長)

そのとおりである。

(小山委員)

バスに変更したことによって、もし行事中に事故等にあった時の保険はどうなっているのか。

(黒羽指導課長)

保険は適用となる。

(小山委員)

もし、ケガ等をした場合、どのくらいの給付金額となるのか。例えば、

死亡した場合はどのくらいの給付金額となるのか。

(黒羽指導課長)

ケガの具合によって保険の給付金額は異なってくる。死亡した場合の給付金だが、今は手元に資料がないため、後日回答とさせていただきたい。

(黒羽指導課長)

バスに変更する理由について、補足説明させていただく。従来は、JRに団体専用列車をお願いしていた。しかし、今年度は東日本大震災により、JR側から団体専用列車を出すことができないという通知をいただいた。バスの借上げ料は列車より高くなってしまいが、行事を継続していくためにはバスを利用するしかないので、補助金を増額したいという経緯に至った。

JRとの協議の中で、今年度は震災の影響で列車をだすことが出来ないということだったが、今後も団体専用列車は出せないという回答をいただいている。

(栗原委員)

JRは今後も団体専用列車は出せないということだが、どういう理由で出せないと言っているのか。

(黒羽指導課長)

今年は、震災の影響で安定的な列車の確保ができないということであった。実は、今までも団体専用列車は出せないというような話はあった。コストがかかることや、過密なダイヤのため困難とのことである。

(中山委員)

バスにしたことにより、メリット、デメリットはどのようなものがあるか。

(黒羽指導課長)

JRで行くメリットというのは、安く行けるということである。一方、バスのメリットというのは、多様なルートがとれるということである。今年度の臨海学校はバスだったため、途中でマザー牧場に寄ることもできた。また、バスにしたことにより、学校単位で行動することができるようになった。

9時37分

23 報告-5

瑞穂町地域福祉推進事業補助（平成24年度予算措置）

○審査案件についての説明要旨

(田中福祉課長)

補助対象は、移送サービスやその他地域福祉を推進する事業で、町長が必要と認めた福祉サービスを実施するため町からの依頼を受け、多摩地域有償運送協議会及び国の許可を受けた瑞穂町の地域福祉に貢献する非営利の民間団体である。

規程等は、東京都地域福祉推進事業補助要綱、瑞穂町地域福祉推進事業補助要綱である。

事業概要は、在宅の障がい者や高齢者が通院等で移動する際、低廉な価格で移送を行うという移送サービスである。

補助の必要性は、福祉運送は利用者を自宅に迎えに行き、病院等目的地まで車で送迎して、その前後の乗降介助を行うサービスである。一般タクシー事業と比べて、車1台あたりのサービス提供の効率が非常に悪いいため、営利事業としては成り立たない。そこで、日常的に障がい者及び高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスを適切に提供する必要があるが、公共輸送だけではすべての移動ニーズに対応できない現状であるため、移送サービス事業を非営利の民間団体に委ねたい。

補助金額は、840円×3時間、これに土日祝日を除いた248日を掛けて、634,960円となる。

補助割合は、東京都が1/2となり、312,000円の補助金額となる。

追加の説明をさせていただく。この補助金については、19年度から22年度まで、2か所のNPO法人に支出していた。23年度より補助金を打ち切り、補助金に変わるべき事業として、委託事業を検討したが、委託事業では東京都の補助金が受けられなかった。タクシー等の利用が単独では困難な障がい者、高齢者にとって必要な事業であるため、多摩地域有償運送協議会及び国の許可を受けている町内の事業者に補助し事業を継続したい。24年度の補助額は22年度の補助額より減額し、補助対象事業所は1事業所としたい。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(小山委員)

営利事業としては向かないということでNPOにお願いしていると思うが、かなりボランティア的な要素となるのではと思う。NPOで赤字が続くようだと継続できるのかと心配である。

(田中福祉課長)

この事業については、現在1区間あたり900円を利用者からいただいております。移動距離については1kmにつき60円で運行を行っている。この金額だと運営上苦しい状態であるといえる。23年度の事業状況等を確認しているが、町で委託事業として委託できないという観点から見ると、補助金を支出して継続していただきたいと思う。

(小山委員)

対象となる人が生活弱者なので、継続してもらい、運営等をこれからも検討してもらいたい。

(平山委員)

NPOに頼らないと現状は厳しい状況なのか。

<p>9 時 50 分</p>	<p>(田中福祉課長) 有償運送自体に厳しい条件が付せられている。22 市 3 町 1 村で構成されている多摩地域有償運送協議会で審査があり、また、国の許可を取る必要もある。このような許可を得た法人でないとこの有償運送の事業ができない。瑞穂町では予定している N P O 法人と、社会福祉法人の事業所があるが、N P O 法人の 1 ヶ所を補助対象としたい。</p> <p>(中山委員) この金額だけで運営は大丈夫なのか。</p> <p>(田中福祉課長) 事業所の維持経費の全てを事業所が賄うのであれば厳しいとは思いますが、この事業所は介護保険のサービスや障害者のサービス等の他の福祉サービス事業も行って、町だけでなく他の補助もある。</p> <p>(栗原委員) 事業概要に「通院・通所・レジャー」と記載しているが、土日を除いての日数で補助金額を計算している。これは、通院や通所をメインに考えているのか。</p> <p>(田中福祉課長) 補助金額は、事務管理に要する時間を平日の 3 時間と考え、算出している。移送サービス運賃に対しての補助ではなく、その、事務管理に対しての補助金である。</p> <p>3 その他 なし</p> <p>閉会 午前 9 時 50 分</p>
-----------------	--